

準工業地域における特別用途地区の指定について

■概要

田原市は、中心市街地を核とした都市づくりの推進を図っており、中心市街地へ大きな影響を与える可能性のある大規模集客施設については、その立地を適切に誘導していく必要があります。

今後の大規模集客施設の立地に関する田原市の方針としては、商業系用途地域のみ（近隣商業地域・商業地域）に大規模集客施設の立地を限定し、その他立地が許容されている準工業地域については、特別用途地区の指定により大規模集客施設の立地を制限するものとします。

■準工業地域の特徴

準工業地域は、商業地域と並んで建てられる建築物の種類が多く、一定の風俗営業店と危険性や環境悪化のおそれ大きい工場などを除いて、ほとんどの用途の建築物を建てることができます。

このことはつまり、土地利用の選択肢が多い反面、住宅と工場・遊戯施設などが混在し、交通渋滞や騒音など、地域の生活環境に対しトラブルが発生する可能性がある地域とも言われています。

■特別用途地区とは

都市計画法に定められた「地域地区」のひとつで、その定義は「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区」とされています。

■大規模集客施設制限地区(特別用途地区)

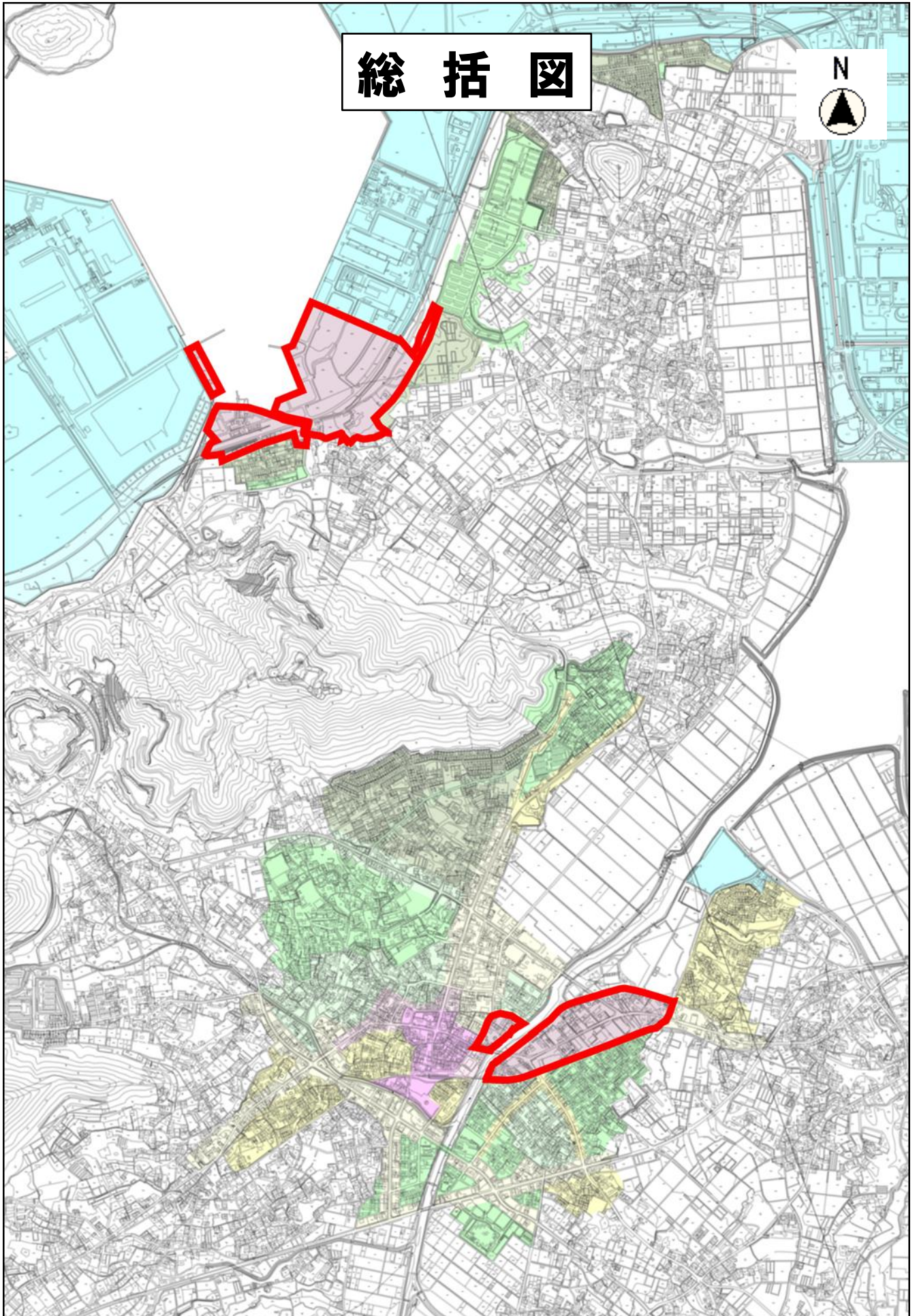
特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区 (約 58.5ha)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

■都市計画決定予定日

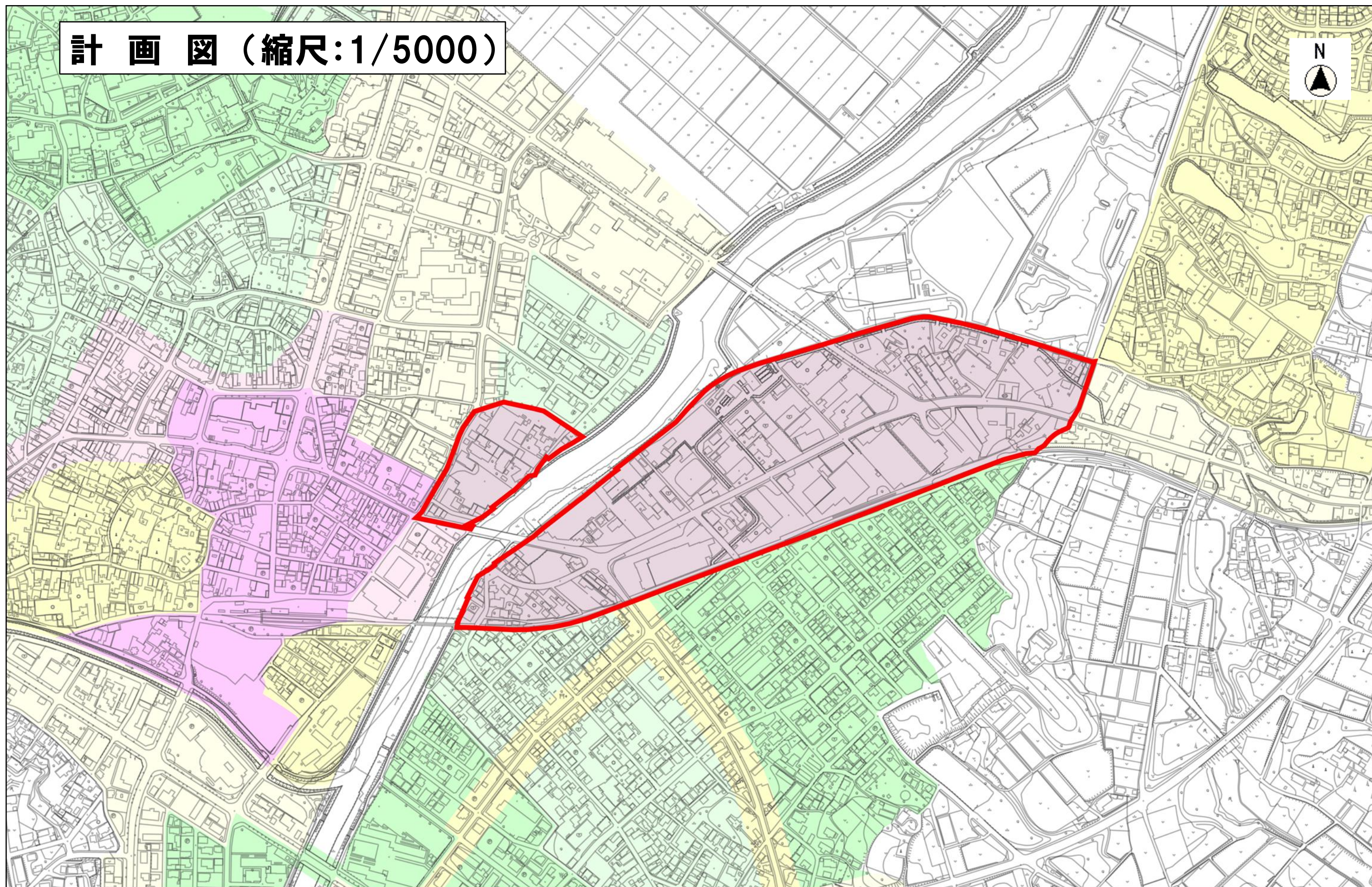
平成 27 年 10 月 1 日（木）

■都市計画決定までのスケジュール(予定)

- 4 月 都市計画決定に関する説明会
- 5 月上旬 愛知県へ都市計画決定（案）の事前協議
- 6 月上旬 都市計画（案）の縦覧
- 7 月上旬 田原市都市計画審議会での審議
- 9 月 田原市特別用途地区建築条例の審議（9 月議会）



計画図(縮尺:1/5000)



計画図(縮尺:1/5000)

